

指定介護老人福祉施設 城ヶ崎いこいの園

重要事項説明書

(静岡県指定事業所番号 静岡県 2270400043 号)

城ヶ崎いこいの園はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

城ヶ崎いこいの園のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所いただく場合	7
7. 苦情の受付について	8
〈重要事項説明書付属文書〉	10

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 城ヶ崎いこいの里
- (2) 法人所在地 静岡県伊東市富戸 1219 番地の 5
- (3) 電話番号 0557-51-0888
- (4) 代表名氏名 理事長 竹安 広峰
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 7 月 14 日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

城ヶ崎いこいの園は、介護保険法、その他関係法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。この施設は、日常生活をおくるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設名称 特別養護老人ホーム 城ヶ崎いこいの園

(4) 施設の所在地 静岡県伊東市富戸 1219 番地の 5

(5) 電話番号 0557-51-0888

(6) 施設長氏名 青木 洋弥

(7) 城ヶ崎いこいの園の運営方針

法人理念である、共に歩む福祉、心で育む福祉、地域に広がる福祉の実現をめざし、利用される方はもとよりご家族を含めた幸せの輪が広がるよう、心からの介護に努めております。また、多くの方に施設を訪れていただけるよう明るく開かれた生活環境をつくってまいります。

(8) 開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日

(9) 利用定員 50 人

3. 居室の概要

城ヶ崎いこいの園では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	2 室	従来型個室
4 人部屋	12 室	多床室
合計	14 室	50 床

食 堂	2室	1階、2階に各 1 室
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕 平行棒
浴 室	2室	一般浴・特殊浴槽
医 務 室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

〈居室の変更〉

- (1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- (2) 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が 30 日以内に限る）
- (3) 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

城ヶ崎いこいの園では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を超える職員を配置しています。

令和 6 年 4 月 1 日現在〔単位：50 名〕

職 種	常勤換算※1	指定基準※2
1. 園 長（管理者）	1名	1名
2. 副 園 長	1名	—
2. 介護職員	18.5名	16名
3. 生活相談員	2名（1名兼務）	1名
4. 看護職員	4名（1名兼務）	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名（兼務可）
6. 介護支援専門員	1名（兼務）	1名（兼務可）
7. 医 師	1名（嘱託医）	1名（非常勤可）
8. 管理栄養士	1名	1名
9. 調 理 員	4名	必要数
11. 事 務 員	1名	—
12. 介 助 員	1名	—

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数（小数点以下切り捨て）

※2 指定基準：利用定員 50 名（満床時）に対しての必要配置人数

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師（内科）	週 1 回 1時間
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7：00～ 16：00 3名 日勤： 9：00～ 18：00 2名 遅番： 9：30～ 18：30 2名 夜間： 16：00～翌10：00 2名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：30～17：30 3名
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における配置人員 （原則、木曜日と日曜日以外） 日中： 8：30～17：30 1名

5 提供するサービスと利用料金

城ヶ崎いこいの園が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス （契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割から7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食 事

- ・城ヶ崎いこいの園では、栄養士の作る献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝 食： 8：00～ 9：00
昼 食： 12：00～13：00
夕 食： 17：00～18：00

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排せつ

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

〈サービスの利用料金〉（契約書第6条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度等に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

〈居住費・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とします。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご利用者の負担となります。

（サービスの概要とご利用料金）

①特別な食事

ご利用者のご希望に基づいた特別な食事の提供。

②貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預けている預金

○お預かりするもの

上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○保管管理者

園 長

○出納方法

- ・届け出の内容に従い入出金記録を作成し預金の預け入れ及び引き出しを行います。

○ご利用料金 500円/月

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます

○ご利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。

⑤理 容

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

○ご利用料金 実 費

⑥感染症予防対策

利用者及びご家族の意向を確認し、各種予防接種を行います。

○ご利用料金 実 費

⑦ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、原則として嘱託医以外の通院及び入退院は、代理人にて送迎をお願いします。

(3) ご利用料金のお支払い方法

(契約書第 6 条参照)

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さい（１ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

１．利用者の指定する金融機関口座からの自動引き落とし

※手数料は事業所にて負担いたします。

２．事業者の指定する金融機関への振り込み

※手数料は利用者負担となります。指定口座から自動引き落としができず振込をしていただく際も同様とします。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記嘱託医の医療機関において診療を受けることができます（但し下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません）

①嘱託医

医療機関の名称	高野医院
所 在 地	伊東市荻398-31
診 療 科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	伊豆高原歯科医院
所在地	伊東市富戸1309-4

6. 施設を退所いただく場合

城ヶ崎いこいの園との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、城ヶ崎いこいの園との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援と判定された場合
- ②城ヶ崎いこいの里が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④城ヶ崎いこいの園が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合
- ⑥城ヶ崎いこいの里が退所の申し出を行った場合
- ⑦利用者が死亡した場合

(1) ご利用者からの退所の申し出 (契約書第 16 条、参照)

(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所する申し出ができます。その場合は、退所を希望する 7 日前までに書面にてその旨を城ヶ崎いこいの里へお伝えください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解消し、城ヶ崎いこいの園を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②城ヶ崎いこいの園の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④城ヶ崎いこいの園もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤城ヶ崎いこいの園もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥城ヶ崎いこいの園もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、城ヶ崎いこいの里が適切な対応をとらない場合

(2) 城ヶ崎いこいの里からの申し出により退所していただく場合

(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、城ヶ崎いこいの園から退所いただく場合があります。

- ①ご利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ②ご利用者が、故意又は重大な過失により城ヶ崎いこいの園又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ご利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合 (契約書第18条参照)
- ④ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

城ヶ崎いこいの園をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。

この場合には、城ヶ崎いこいの園に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

(契約書第 19 条参照)

ご利用者が城ヶ崎いこいの園を退所する場合には、利用者の希望により城ヶ崎いこいの里はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について

(1) 城ヶ崎いこいの園における苦情の受付

城ヶ崎いこいの園における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

〔生活相談員〕 大多和 恵子・加藤 庸介

○受付時間 9:00～17:00

(電話番号) 0557-51-0888

(2) その他苦情受付機関

第三者委員 大村 滄子

○所 在 地 伊東市富戸 980-1
(電話番号) 0557-51-9292

第三者委員 正木 茂

○所 在 地 伊東市萩 471-621
(電話番号) 0557-36-3447

第三者委員 佐々木 広雄

○所 在 地 伊東市湯川 4 - 1 - 18
(電話番号) 0557-36-4110

伊東市役所健康福祉部高齢者福祉課

○所 在 地 伊東市大原 2-1-1
(電話番号) 0557-36-0111

静岡県国民健康保険団体連合会

○所 在 地 静岡市葵区春日町 2-4-34
受付時間 9 : 00～17 : 00
(電話番号) 054-253-5580

静岡県社会福祉協議会

○所 在 地 静岡市葵区駿府町 1-70
受付時間 9 : 00～17 : 00
(電話番号) 054-254-5248

(3) 福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下のとおりです。

直近の実施日：なし

評価結果公表：なし

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 1部2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 1670,39 m²

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

○ 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

○ 生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

○ 看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。

○ 機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

○ 介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

他職員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

○ 医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご契約後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)

- ①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における城ヶ崎いこいの里の義務（契約書第8条参照）

城ヶ崎いこいの里は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対し定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。また利用者の人権の擁護・虐待防止のため、園長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。
- ⑦感染症が発生し館内で拡大しないよう委員会を設置し、指針の整備や研修、訓練の実施を行います。
- ⑧城ヶ崎いこいの里及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサー

ビス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

城ヶ崎いこいの園のご利用にあたって、城ヶ崎いこいの園をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

テレビ・冷蔵庫等

(2) 面 会

面会時間 9：00～17：00

※ 時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※ なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※ 感染症等の理由により、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊 (契約書第 22 条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月 7 日間といたします。

※ 感染症等の理由により、実施を制限する場合があります。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に重要事項 5. (1) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 10 条、第 11 条参照)

○居室、共用施設及び敷地はその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○城ヶ崎いこいの里の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行

為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、13 条参照）

城ヶ崎いこいの園において当園の責任によりご利用者に生じた損害について、城ヶ崎いこいの園は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、城ヶ崎いこいの園の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

○城ヶ崎いこいの里は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○城ヶ崎いこいの里は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム城ヶ崎いこいの園

説明者氏名 職種

署名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印